

子どもの権利条約

「子どもの権利条約」には、大きく分けると以下のようなものがあります。

<p>○生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること。</p> 	<p>○育つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。</p> 
<p>○守られる権利 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。</p> 	<p>○参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。</p> 

 <p>1 子どもの年齢</p>	 <p>2 差別的禁止</p>	 <p>3 子どもはもっともよいことを</p>	 <p>4 国の義務</p>	 <p>5 親の指導を尊重</p>	 <p>6 生きる権利・育つ権利</p>	 <p>7 名前・国籍をもつ権利</p>
 <p>8 名前・国籍・家族関係が守られる権利</p>	 <p>9 親と別居離れられない権利</p>	 <p>10 世界中の国にいる親と会える権利</p>	 <p>11 子どもの国に連れられない権利</p>	 <p>12 意見を表す権利</p>	 <p>13 表現の自由</p>	 <p>14 思想・良心・宗教の自由</p>
 <p>15 結社・集会の自由</p>	 <p>16 プライバシー権の保護</p>	 <p>17 適切な情報の入手</p>	 <p>18 子どもの権利は女子親に実行</p>	 <p>19 あらゆる暴力からの保護</p>	 <p>20 家庭を離れた子どもの保護</p>	 <p>21 親子縁切</p>
 <p>22 遊戯の子どもの</p>	 <p>23 障がいのある子ども</p>	 <p>24 健康・医療への権利</p>	 <p>25 施設に入っている子ども</p>	 <p>26 社会保障を受ける権利</p>	 <p>27 生活水準の確保</p>	 <p>28 教育を受ける権利</p>
 <p>29 教育の目的</p>	 <p>30 少数民族・障害のある子ども</p>	 <p>31 休み、遊歩権利</p>	 <p>32 経済的・社会的弱者からの保護</p>	 <p>33 麻薬・売淫などからの保護</p>	 <p>34 性的搾取からの保護</p>	 <p>35 買収・売買からの保護</p>
 <p>36 あらゆる形からの保護</p>	 <p>37 拷問・死刑の禁止</p>	 <p>38 買収からの保護</p>	 <p>39 被害にあつた子どもの回復と社会復帰</p>	 <p>40 子どもに関する司法</p>	 <p>41 子どもにとってもっともよい保護</p>	 <p>42 条約の批准</p>
 <p>43-54 条約のしくみ</p>	<h1>子どもの権利条約</h1>					